

令和3年第1回東大和市議会臨時会会議録目次

応招・不応招議員	1
----------------	---

○4月15日（第6号）

出席議員	3
欠席議員	3
議会事務局職員	3
出席説明員	3
議事日程	4
本日の会議に付した事件	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定	6
日程第 3 第 2号報告 専決処分の報告について	6
日程第 4 第 30号議案 専決処分の承認について	7
日程第 5 第 31号議案 令和3年度東大和市一般会計補正予算（第1号）	10
日程第 6 第 32号議案 令和3年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	29
閉議・閉会	31

○ 応招・不応招議員

応招議員 21名

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	根岸聡彦君
10番	木下富雄君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	和地仁美君	15番	佐竹康彦君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	東口正美君	19番	中間建二君
20番	大川元君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

不応招議員 なし

令和3年第1回東大和市議会臨時会会議録第6号

令和3年4月15日（木曜日）

出席議員（21名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	根岸聡彦君
10番	木下富雄君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	和地仁美君	15番	佐竹康彦君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	東口正美君	19番	中間建二君
20番	大川元君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君
主任	高石健太君		

出席説明員（24名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	神山尚君
総務部長	阿部晴彦君	市民部長	田村美砂君
子育て支援部長	吉沢寿子君	福祉部長	川口荘一君
福祉部参事	伊野宮崇君	環境部長	松本幹男君
都市建設部長	田辺康弘君	学校教育部長	矢吹勇一君
社会教育部長	小俣学君	財政課長	鈴木俊也君
総務管財課長	宮田智雄君	保険年金課長	岩野秀夫君
課税課長	星野宏徳君	産業振興課長	小川泉君

子育て支援課長 新海隆弘君
健康課長 志村明子君
建築課長 中橋健君

障害福祉課長 大法努君
環境課長 下村和郎君
中央公民館長 越中洋君

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 第 2号報告 専決処分の報告について
- 第 4 第30号議案 専決処分の承認について
- 第 5 第31号議案 令和3年度東大和市一般会計補正予算（第1号）
- 第 6 第32号議案 令和3年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

議事日程第1から第6まで

午前 9時30分 開会・開議

○議長（中間建二君） ただいまから、令和3年第1回東大和市議会臨時会を開会いたします。

○議長（中間建二君） 直ちに、本日の会議を開きます。

○議長（中間建二君） ここで、本臨時会における会期等議会運営に関する件について、議会運営委員会委員長、佐竹康彦議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 佐竹康彦君 登壇〕

○15番（佐竹康彦君） おはようございます。

去る4月12日に、議会運営委員会が開催されましたので御報告申し上げます。

まず、本臨時会の会期であります、本日限りといたします。

会議録署名議員は、11番 森田博之議員、14番 和地仁美議員の2名であります。

議事につきましては、会議録署名議員の指名、会期の決定の後、第2号報告、第30号議案から第32号議案を審議等した後、閉会となります。

以上が、本臨時会の日程等について、議会運営委員会で協議いたしました報告となります。

次に、本臨時会における本会議場での新型コロナウイルス感染防止対策といたしましては、令和3年第1回臨時会につきましても、3密を避けるべく、換気対策として、本会議中は傍聴席の北西側の扉、議長席裏の扉を常時開放しておくこととし、30分ごとを目安に、5分と10分の休憩を交互に取り、小まめに換気を行うことといたします。

また、出席者についてですが、説明員につきましては、通常どおり理事者及び部長・参事職、また必要に応じて課長・副参事職の出席となります。

議員につきましては、採決がございますことから、マスクを必ず着用し、全議員が着席することとしたいと思います。

また、演壇及び議員席、並びに説明員席に飛沫感染防止パネルを引き続き設置してまいります。

本会議場での新型コロナウイルス感染防止対策につきましては、今申し上げたとおりでございます。

皆様の御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 佐竹康彦君 降壇〕

○議長（中間建二君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中間建二君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長より指名いたします。

11番 森田博之 議員

14番 和地仁美 議員

を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（中間建二君） 日程第2 会期の決定を議題に供します。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

日程第3 第2号報告 専決処分の報告について

○議長（中間建二君） 日程第3 第2号報告 専決処分の報告について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） おはようございます。

ただいま議題となりました第2号報告 専決処分の報告につきまして、御説明申し上げます。

御報告する内容は、令和3年2月17日に発生いたしました庁用自転車の交通事故による損害賠償の額の決定及び和解についてであります。

議会の議決により指定されました「損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分について」に基づき、令和3年3月24日に専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告申し上げます。

事故の概要について御説明申し上げます。

本件は、令和3年2月17日、水曜日、午後1時10分頃、東大和市中央1丁目593番地付近のT字路交差点上で、市職員の運転する庁用自転車が右折して優先道路に出た際、優先道路を直進してきた乗用車と接触し、当該乗用車のドア等を損傷させたものであります。なお、庁用自転車には損傷がなく、また双方の身体にけが等は生じておりません。

相手方の住所及び氏名につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

損害賠償の額につきましては、7万9,199円であります。

損害賠償及び和解の内容につきましては、事故の状況から、市にも過失があるものとして示談をしたもので、相手方の車両の修理に要した費用の55%を市が支払うものであります。

なお、損害賠償金は、全国市長会市民総合賠償補償保険により全額補填される予定であります。

今後、より一層、交通事故防止に努めていく所存であります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第2号報告を終了いたします。

日程第4 第30号議案 専決処分の承認について

○議長（中間建二君） 日程第4 第30号議案 専決処分の承認について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第30号議案 専決処分の承認につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

専決処分をさせていただきましたのは、東大和市税条例の一部を改正する条例であります。

本年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布され、同年4月1日付で施行されましたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同年3月31日に専決処分をさせていただきました。このため本議会において、同条第3項の規定に基づき報告をし、承認を求めるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。お手元に配付させていただきました第30号議案資料に基づきまして、御説明申し上げます。

議案資料の1ページをお開きください。

今回の条例の主な改正内容は、土地に係る固定資産税、都市計画税の負担調整措置の延長を行うものであります。土地の価格の見直しにより税負担が大幅に増加することを緩和させるための負担調整措置を、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税、都市計画税について適用できるよう改正するとともに、令和3年度に限り、負担調整措置により税額が増加する土地について、令和2年度の税額に据え置く特別な措置を講ずるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第33条の3の2の改正は、給与所得者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止に伴い、必要な規定を整備するものであります。

第33条の3の3の改正は、公的年金等受給者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止に伴い、必要な規定を整備するものであります。

第46条の7の改正は、退職所得申告書の定義に係る規定を整備するものであります。

第46条の8の改正は、退職所得申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止に伴い、必要な規定の新設を行うものであります。

第69条の4の改正は、軽自動車税の環境性能割の税率における準用規定の対象を追加するために、必要な規定を整備するものであります。

付則第10条の2の改正は、固定資産税における地域決定型地方税制特例措置につきまして、地方税法の改正に伴い、引用する条項ずれの整理等を行うものであります。

付則第10条の4の改正は、平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例につきまして、地方税法の改正に伴い、適用期間を延長するものであります。

付則第11条の改正は、固定資産税の特例に関する用語の意義について、地方税法の改正に伴い、引用する条項ずれの整理等を行うものであります。

議案資料の2ページを御覧ください。

付則第11条の2の改正は、土地の価格の下落修正措置を、令和4年度及び令和5年度において適用するために規定を整備するものであります。

付則第12条の改正は、宅地等に係る固定資産税の負担調整措置の適用期間を3年延長するとともに令和3年度に限り据置措置を講ずるために規定を整備するものであります。

付則第12条の2の改正は、用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に係る固定資産税の特例に関する経過措置の適用期間を3年延長するために、規定を整備するものであります。

付則第13条の改正は、農地に係る固定資産税の負担調整措置の適用期間を3年延長するとともに令和3年度に限り据置措置を講ずるために規定を整備するものであります。

付則第13条の2の改正は、同条第1項の規定による軽減により段階的に税額が上昇している市街化区域農地に係る固定資産税の税額を令和2年度の税額に据え置くために、規定を整備するものであります。

付則第13条の3の改正は、市街化区域農地に係る固定資産税の負担調整措置の適用期間を3年延長するとともに令和3年度に限り据置措置を講ずるために規定を整備するものであります。

付則第14条の改正は、固定資産税の免税点の適用に関して地方税法の改正に伴う規定を整備するものであります。

付則第15条の改正は、特別土地保有税に係る課税の特例の適用期間を3年延長するために、規定を整備するものであります。

付則第15条の3の改正は、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減期限を9か月延長するために、規定を整備するものであります。

付則第15条の3の2の改正は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収における準用規定の対象を追加するために、規定を整備するものであります。

付則第18条の8から、議案資料の3ページにあります第18条の11までの改正は、都市計画税における地域決定型地方税制特例措置につきまして、地方税法の改正に伴い、引用する条項ずれの整理を行うものであります。

付則第19条の改正は、宅地等に係る都市計画税の負担調整措置の適用期間を3年延長するとともに令和3年度に限り据置措置を講ずるために規定を整備するものであります。

付則第20条の改正は、商業地等に係る都市計画税の負担調整措置の適用期間を令和5年度まで延長するために、規定を整備するものであります。

付則第21条の改正は、宅地等に係る都市計画税の負担調整措置の適用期間を令和5年度まで延長するために、規定を整備するものであります。

付則第21条の2及び第22条の改正は、商業地等に係る都市計画税の負担調整措置の適用期間を3年延長するために、規定を整備するものであります。

付則第22条の2の改正は、農地に係る都市計画税の負担調整措置の適用期間を3年延長するとともに令和3年度に限り据置措置を講ずるために、規定を整備するものであります。

付則第22条の4の改正は、市街化区域農地に係る都市計画税の負担調整措置の適用期間を3年延長するとともに令和3年度に限り据置措置を講ずるために、規定を整備するものであります。

付則第22条の5の改正は、市街化区域農地に係る都市計画税の負担調整措置の適用期間を令和5年度まで延長するために、規定を整備するものであります。

付則第22条の8の改正は、地方税法の改正に伴い、引用する条項ずれの整理を行うものであります。

付則第22条の9の改正は、用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に係る都市計画税の特例に関する経過措置の適用期間を3年延長するために、規定を整備するものであります。

最後に、附則であります。

附則第1条は、施行期日の規定で、条例の施行日を令和3年4月1日とするものであります。

附則第2条から、議案資料の4ページにあります附則第5条までは、それぞれ市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税に関する経過措置の規定で、この条例による改正後の規定の適用区分を定めるものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○6番（尾崎利一君） 議案資料で伺いますけれども、主な改正内容というところで、1段落目と2段落目ありますけれども、最初のは固定資産税評価替えて、固定資産税が結果として5万円増えるという場合に、初年度は1万円増える、2年度はさらに1万円増える、3年度はさらに1万円増えるという形で、段階的に負担が増えていくと。極端に増えるのを避けるために、調整措置を取るということで、これはこれまでと変わらないものを継続したということで、認識でいいのかどうか。

それから、もう一点、その令和3年度に限り、初年度、例えばさっきの例で言うと1万円増えるところを、1万円増やさずに、これまでどおりの税額で納めればいいのかという措置については、この措置でどれぐらい市政にとって影響があるのか。

それから、今回のこの令和3年度に限り、初年度、本当は1万円増えるところを増やさないという措置を取るに至った理由ですね。なぜこういう措置が取られたのか伺います。

○課税課長（星野宏徳君） 3点ほど御質疑をいただいたところでございます。議案資料の2の主な改正内容の上段の負担調整措置を継続することにつきましては、これまで平成30年度から令和2年度までに負担調整措置を行ってきたところでございますが、こちらを引き続き実施するものでございます。

2点目の後段の令和3年度に限り、負担調整措置により税額が増加する土地につきまして、令和2年度に据え置く特別な措置の影響額につきましては、固定資産税が約1,000万円、都市計画税が約200万円の合計で1,200万円の減収を見込んでいただいております。

また、令和3年度に限り、令和2年度の税額に据え置く特別な措置を置くことにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による社会情勢に伴いまして、このような措置を講じたものと認識していただいております。

以上でございます。

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ござい

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

第30号議案 専決処分承認について、本案を承認と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を承認と決します。

日程第5 第31号議案 令和3年度東大和市一般会計補正予算（第1号）

○議長（中間建二君） 日程第5 第31号議案 令和3年度東大和市一般会計補正予算（第1号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第31号議案 令和3年度東大和市一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、国から示されております低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の給付事業及び国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業といたしまして、各公共施設のトイレの洋式化及び蛇口の自動水栓化事業、ひとり親家庭等子ども応援事業、中小企業者等に対する応援金支給事業、キャッシュレス決済による消費活性化事業などにつきまして、その取組に速やかに対応するため、歳入歳出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億521万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ322億5,421万5,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

ここでは、各款におけます主な補正項目の御説明とさせていただきます。

1の歳入であります。

第15款の国庫支出金は3億5,298万7,000円の増額で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の計上であります。

第16款の都支出金は1億1,044万5,000円の増額で、東京都生活応援事業費補助金等の計上であります。

第19款の繰入金は4,178万3,000円の増額で、財政調整基金とりくずしの増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第2款の総務費は5,680万円の増額で、庁舎等のトイレの洋式化及び水道蛇口の自動水栓化、庁舎会議室のLAN配線等の整備などに伴います新型コロナウイルス感染症対策事業費の計上等であります。

第3款の民生費は1億2,677万3,000円の増額で、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業費等の計上であります。

第4款の衛生費は1,503万7,000円の増額で、新型コロナウイルスワクチン接種に係る医療機関等協力金の支給等に伴う新型コロナウイルス感染症対策事業費の増額等であります。

第6款の農林業費は37万4,000円の増額で、ファーマーズセンター水道蛇口自動水栓化に伴います新型コロナウイルス感染症対策事業費の計上であります。

第7款の商工費は2億829万4,000円の増額で、中小企業者等に対する応援金の支給や、小売店等へのキャッシュレス決済によるポイント還元を利用した消費活性化事業の実施等に伴います新型コロナウイルス感染症対策事業費の計上であります。

第8款の土木費は618万3,000円の増額で、駅前トイレや公園トイレの洋式化及び水道蛇口の自動水栓化に伴います新型コロナウイルス感染症対策事業費の計上であります。

第10款の教育費は9,175万4,000円の増額で、小学校体育館等のトイレの洋式化及び水道蛇口の自動水栓化、公民館や図書館のLAN配線等の整備などに伴います新型コロナウイルス感染症対策事業費の計上であります。

以上であります。事項別明細書につきましては、企画財政部長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○企画財政部長（神山 尚君） それでは、補正予算事項別明細書につきまして、御説明を申し上げます。

5ページをお開きください。

初めに、歳入につきまして御説明申し上げます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金は3億5,298万7,000円の増額であります。

1目総務費国庫補助金は2億6,520万7,000円の増額で、3節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金も同額の計上ですが、国から示されました第3次交付分のうち、地方単独分の交付限度額を計上するものであります。

2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金は7,542万6,000円の増額であります。

子育て支援課の子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金は607万6,000円、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金は6,935万円の計上ですが、いずれも低所得の子育て世帯に対する給付金の給付事業に係るものであります。

3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金は1,235万4,000円の増額ですが、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の計上であります。

7ページをお開きください。

16款都支出金は1億1,044万5,000円の増額であります。

2項都補助金は1億950万円の増額であります。

3目衛生費都補助金、1節保健衛生費補助金は2,700万円の増額であります。区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業補助金の計上で、宿泊機能を有する介護サービス事業所及び障害福祉サービス事業所の職員、並びに利用者等に対するPCR検査の実施等に係る補助金の計上であります。

5目商工費都補助金、1節商工費補助金は8,250万円の増額であります。東京都生活応援事業費補助金の計上であります。

3項委託金、3目衛生費委託金は94万5,000円の増額であります。出産応援事業委託金の計上であります。9ページをお開きください。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金は4,178万3,000円の増額であります。

補正予算（第1号）の財源調整としまして、財政調整基金とりくずしを増額するものであります。

以上のようにいたしまして、歳入の補正予算額は5億521万5,000円の増額で、補正後の予算額は322億5,421万5,000円となるものであります。

11ページをお開きください。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。

2款総務費は5,680万円の増額であります。

1項総務管理費は4,624万8,000円の増額であります。

1目一般管理費は27万5,000円の増額で、18の新型コロナウイルス感染症対策事業費も同額の計上ですが、感染症対策に係る備蓄倉庫購入費の計上であります。

6目財産管理費は2,427万8,000円の増額で、6の新型コロナウイルス感染症対策事業費も同額の計上ですが、庁舎トイレの洋式化及び水道蛇口の自動水栓化、庁舎会議室のLAN配線等の整備などに係る経費の計上であります。

13ページをお開きください。

13目市民センター費は2,004万5,000円の増額であります。

13の清原市民センター管理費は342万円の増額であります。キャッシュレス決済機能を備えたセミセルフレジの導入に係る経費の計上等であります。

2項徴税費は375万1,000円の増額であります。

1目税務総務費、2の課税管理事務費は372万6,000円の増額であります。キャッシュレス決済機能を備えたセミセルフレジの導入に係る経費の計上であります。

15ページをお開きください。

3項1目戸籍住民基本台帳費は680万1,000円の増額であります。

2の戸籍事務費は597万5,000円の増額であります。キャッシュレス決済機能を備えたセミセルフレジの導入に係る経費の計上等であります。

17ページをお開きください。

3款民生費は1億2,677万3,000円の増額であります。

1項社会福祉費は2,774万3,000円の増額であります。

2目社会福祉施設費は28万1,000円の増額で、3の新型コロナウイルス感染症対策事業費も同額の計上ですが、老人福祉館水道蛇口自動水栓化工事費の計上であります。

3目老人福祉費は1,846万2,000円の増額で、18の新型コロナウイルス感染症対策事業費も同額の計上であり
ますが、宿泊機能を有する介護サービス事業所の職員及び利用者等がPCR検査を受けることに対する補助金
の計上等であります。

4目障害者福祉費は900万円の増額で、21の新型コロナウイルス感染症対策事業費も同額の計上であり
ますが、宿泊機能を有する障害福祉サービス事業所の職員及び利用者等が、PCR検査を受けることに対する補助
金の計上であります。

2項児童福祉費は9,903万円の増額であります。

1目児童福祉総務費は8,786万2,000円の増額であります。

11の新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭等子ども応援事業費は1,243万6,000円の計上
であります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、生活に困窮するひとり親家庭等に対し、食
料品を提供することで、家計への負担軽減を図り、子育て支援を行うものであります。

19ページをお開きください。

13の子育て世帯生活支援特別給付金事業費は7,542万6,000円の計上であり
ますが、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、食費等による支出の増加の影響を勘案して、子
育て世帯生活支援特別給付金の支給に係る経費の計上であります。

3目市立保育園費は297万4,000円の増額で、3の新型コロナウイルス感染症対策事業費も同額の計上であり
ますが、狭山保育園のトイレ洋式化工事費及び水道蛇口自動水栓化工事費の計上であります。

21ページをお開きください。

4目子育て支援費から、8目心身障害児通所施設費までは、各施設におけるトイレの洋式化工事費、水道蛇
口自動水栓化工事費の計上であります。

23ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費は1,503万7,000円の増額であります。

1目保健衛生総務費は94万5,000円の増額で、8の新型コロナウイルス感染症対策に係る出産応援事業費の
計上であり
ますが、東京都が令和4年度まで出産応援事業として実施する子供1人当たり10万円分の育児用品
や子育て支援サービス等の支給に当たり、必要となる事務経費を計上するものであります。

2目予防費、4の新型コロナウイルス感染症対策事業費は1,235万4,000円の増額であり
ますが、新型コロナ
ウイルスのワクチン接種に当たり、協力する医療機関等への支援として、協力金の支給、看護師等への傷害保
険の加入のほか、接種会場の電源設備等の工事費の計上であります。

25ページをお開きください。

3目保健センター費は173万8,000円の増額で、2の新型コロナウイルス感染症対策事業費も同額の計上であ
り
ますが、保健センターLAN配線等工事費及び水道蛇口自動水栓化工事費の計上であります。

27ページをお開きください。

6款農林業費、1項農業費、4目園芸振興費は37万4,000円の増額で、3の新型コロナウイルス感染症対策
事業費も同額の計上であり
ますが、ファーマーズセンター水道蛇口自動水栓化工事費の計上であります。

29ページをお開きください。

7款1項商工費、2目商工振興費は2億829万4,000円の増額であります。

5の新型コロナウイルス感染症対策事業費も同額の計上であり
ますが、消費活性化事業としまして、対象と

なる市内の小売店等におきまして、キャッシュレス決済で買物をするにより、支払額の30%をポイント還元する消費喚起のキャンペーンを実施するため、消費活性化事業委託料を計上するものであります。

また、企業等応援金支給事業としまして、新型コロナウイルス感染症の影響による売上げの減少により、指定の融資が実行された中小企業者等に対して、事業継続の下支えを行うために一律10万円を支給する企業等応援金等を計上するものであります。

31ページをお開きください。

8款土木費は618万3,000円の増額であります。

2項道路橋りょう費、1目道路維持費は193万5,000円の増額、3項都市計画費、3目公園費は424万8,000円の増額であります。トイレ洋式化工事費及び水道蛇口自動水栓化工事費の計上であります。

33ページをお開きください。

10款教育費は9,175万4,000円の増額であります。

2項小学校費、1目学校管理費は4,420万7,000円の増額で、3の新型コロナウイルス感染症対策事業費も同額の計上ですが、小学校体育館トイレ洋式化工事費及び水道蛇口自動水栓化工事費の計上であります。

3項中学校費、1目学校管理費は2,225万3,000円の増額で、3の新型コロナウイルス感染症対策事業費も同額の計上ですが、中学校水道蛇口自動水栓化工事費の計上であります。

4項社会教育費は1,243万9,000円の増額であります。

2目公民館費は565万2,000円の増額で、7の新型コロナウイルス感染症対策事業費も同額の計上ですが、公民館LAN配線等工事費、トイレ洋式化工事費等の計上であります。

35ページをお開きください。

3目図書館費は484万2,000円の増額で、5の新型コロナウイルス感染症対策事業費も同額の計上ですが、中央図書館LAN配線等工事費、トイレ洋式化工事費等の計上であります。

5項保健体育費、2目体育施設費は1,285万5,000円の増額で、2の新型コロナウイルス感染症対策事業費も同額の計上ですが、トイレ洋式化工事費や水道蛇口自動水栓化工事費の計上のほか、換気による空調効率低下を補完するためのスポットクーラー購入費や、接触機会を低減するためのキャッシュレス式自動券売機購入費を計上するものであります。

以上のようにいたしまして、歳出の補正予算額は5億521万5,000円の増額で、補正後の予算額は322億5,421万5,000円となるものであります。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中間建二君） ここで5分間休憩いたします。

午前10時 8分 休憩

午前10時13分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりました。

質疑を行います。

○17番（木戸岡秀彦君） 御説明、ありがとうございます。それでは、随時、何点か質疑をさせていただきます。

補正予算書の12ページから14ページ、20から22、27、28、31から36、新型コロナウイルス感染症対策事業費についてですけれども、公明党がこれまで再三、求めてきた洋式トイレの設置についてでありますけれども、各施設、何基設置されるのか。

また、飛沫防止のための洋式トイレの蓋の設置については予算に盛り込まれているのか、また設置するのか、お伺いいたします。

続いて、予算書12ページから14ページ、20から22、25から28、31から36、新型コロナウイルス感染症対策事業費ですけれども、水道蛇口の自動水栓化の各施設の設置数についてお伺いをいたします。

予算書17、18、老人福祉費、障害者福祉費、新型コロナウイルス感染症対策事業費ですけれども、これまでの高齢者施設、障害者施設のPCR検査の実施状況について伺います。今後、検査を実施するに当たり、より丁寧に進める必要があると思いますが、どのように進めていくのか。

同じく予算書17、18、児童福祉費、新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭等子ども応援事業費ですけれども、ひとり親家庭への食料品の提供について、これまで一般質問で取り上げてきましたけれども、具体的な対象者数、また実施方法についてお伺いをいたします。

予算書19、20ページ、児童福祉総務費、子育て世帯生活支援特別給付金事業費ですけれども、子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関して、ひとり親と二人親の手続の方法及び支給の仕方はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

続いて予算書23、24ページ、予防費、新型コロナウイルス感染症対策事業費、いよいよ5月8日からワクチン接種が始まりますけれども、本日の市報にも掲載されておりますけれども、改めて具体的な予約方法などはどのようになっているのか。また、当面は集団接種を実施するということですが、個別接種の準備はどのようになっているのか。

続いて予算書29、30ページ、商工振興費ですけれども、新型コロナウイルス感染症対策事業費、中小企業及び小規模事業者の応援金支給に関して、対象数及び申請の方法についてお伺いいたします。

続いて、キャッシュレス決済を利用した消費活性化委託事業の詳細について、また進め方について、スマホなどデジタル機器に不慣れな方への講習会への実施の詳細についてお伺いをいたします。

以上です。

○財政課長（鈴木俊也君） 予算書12ページから続きます、新型コロナウイルス感染症対策事業費におけますトイレの洋式化工事についてでございますが、まず全体では約90基の設置を予定してございます。各公共施設等で、トイレの便器が1か所の場合は洋式化をしまして、複数ある場合には原則的には和式を1か所残す形で、残りは洋式化を図る予定でございます。また、飛沫防止のための蓋につきましても、設置をする予定でございます。

各施設への設置についてでございますが、主なものでございますが、まず庁舎会議棟、現業棟は、合わせて21基、市民会館は3基、各市民センターは10基、狭山保育園は2基、子ども家庭支援センターは2基、きよはら児童館が6基、各学童保育所で1基、駅前トイレは2基、公園につきましては、上仲原公園で3基、立野西公園で2基、向原中央公園で2基、小学校の体育館につきましては10校合わせて17基、公民館は3基、中央図書館は6基、郷土博物館は2基、体育施設は3基を予定しているところでございます。

なお、既に洋式化されております清原市民センター等を含めまして、今回の取組によりまして各公民館及び市民センターにおきましては、全ての便器ではございませんが、全館で洋式化を図ることができる予定でござ

います。

また、小学校の体育館につきましては、全ての便器の洋式化を図る予定でございます。

続きまして、同じく予算書の12ページ以降でございます新型コロナウイルス感染症対策事業費におけます水道の蛇口自動水栓化工事についてでございますが、まず全体では約1,000基の設置を予定しているところでございます。各公共施設等におきまして、主にトイレの水道蛇口の自動水栓化を進めてまいります。併せて児童館や学童保育所の生活部分等につきましても、自動水栓化を図る予定でございます。

各施設への設置について、こちらも主なものでございますが、庁舎会議棟、現業棟は合わせて54基、各市民センターは児童館分を除きまして59基、狭山保育園は23基、子ども家庭支援センターは7基、各児童館については59基、各学童保育所は27基、駅前トイレは10基、公園につきましては、上仲原公園で2基、立野西公園で3基、向原中央公園で3基、小学校トイレは10校で398基、中学校トイレが5校で238基、公民館は25基、中央図書館は16基、郷土博物館は12基、体育施設は69基を予定しているところでございます。

以上でございます。

○障害福祉課長（大法 努君） 補正予算書17、18ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費におけます新型コロナウイルス感染症拡大防止対策推進事業補助金につきまして、2点、御質疑を頂戴いたしました。

まず障害福祉課分につきまして、お答えをさせていただきます。

令和2年度第7号補正予算で対応いたしましたPCR検査の実施状況でございますが、2施設で24人の方が検査を実施いたしました。

続きまして、2点目の御質疑、今後の検査を実施するに当たっての対応でございますが、近日中にグループホーム事業所連絡会が開催されますことから、改めてPCR検査補助事業の趣旨説明を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 同じく補正予算書17ページから18ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費の高齢者施設に関しまして、私のほうからお答えいたします。

まず令和2年度のPCR検査につきましては、3施設、それから126人の方の検査をしております。そして、この検査を今後実施していくに当たっての進め方でございますけれども、令和2年度につきましてはメールとですね、それからお電話で検査の実施を促しましたけれども、結果的には先ほど御説明したとおりの結果になりました。令和3年度につきましては、個別の場、説明の場を設けるなどですね、さらに丁寧な事業の趣旨を説明する場を設けていきたいと、このように考えております。

以上であります。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 補正予算書17、18ページ、新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭等子ども応援事業費でございます。

対象者は、令和3年4月1日現在において、児童育成手当を受給している世帯とし、約980世帯と見込んでおります。

対象者の方へ申請書を含む事業案内一式を送付し、申請していただいた方から、順次、食料品一式を個別に配送する予定です。食料品は、ある程度保存期間の長いものとし、お米、レトルト食品、缶詰類、フリーズドライ製品などを想定しております。

なお、本事業につきましては、地域活性化包括連携協定を締結している株式会社イトーヨーカ堂と連携協力

し、実施してまいりたいと考えております。

続きまして、補正予算書19ページ、20ページ、子育て世帯生活支援特別給付金事業費でございます。

対象となるひとり親世帯でございますが、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方、公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方、令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方などが対象となります。このうち、令和3年4月分の児童扶養手当受給者につきましては、改めて申請する必要はございません。登録されている児童扶養手当の振込口座へ5月に支給する予定でございます。そのほかの対象者につきましては、必要な申請をしていただいた後、順次支給となります。

なお、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯への給付金につきましては、現在、国が支給を実施する方策を検討中であると伺っております。国の方策が決まった後、事業の実施に必要な事務等を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○健康課長（志村明子君） 補正予算書23、24ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費についてでございます。

まずワクチンの予約、ワクチン接種の具体的な予約方法などについてであります。1回目の接種について、コールセンターへの電話、またはウェブ予約システムから希望する日時を予約いたします。予約の際には、接種券に記載されている番号で、システムへのひも付けを行う仕組みとなっております。ワクチンの供給数の確定により、4日間、日・水・木・土の予約の定員数を設定いたします。ワクチンの量により、予約可能な日時は一定期間に限られますけれども、随時、ワクチンの供給数の確定により、その予約可能な期間の更新をしてまいります。高齢者の市民の皆様には、慌てず安心して予約していただけるよう、コールセンター等を通じて御案内をしております。

また、個別接種につきましてでございますが、医師会と調整し、まずは集団接種から開始することとしております。これは個別接種に御協力をしていただく医療機関の医師や看護師の方に、まずは集団接種で予診や接種を経験していただき、実際の流れや感覚をつかむことが、円滑な個別接種につながるのと医師会の御意見を踏まえて調整したところでございます。

個別接種の準備状況についてでございますが、先日、医師会主催で個別接種に御協力いただく医療機関を対象に説明会を開催していただき、市の担当者から接種の流れや予約システム等、全般的な説明を行っております。

また、市内の各医療機関に所属します医療従事者の方の優先接種の2回目の接種完了の時期を、5月末頃としております。これらのことから、現時点では5月末頃からの個別接種の開始を目指して、医師会と調整を図っているところでございます。

以上です。

○産業振興課長（小川 泉君） 私のほうからは、補正予算書29、30ページにおきます商工費の新型コロナウイルス感染症対策事業費、こちら2件、御質疑をいただいておりますので御説明申し上げます。

まず1件目の中小企業及び小規模事業者の応援金に関して、対象数及び申請の方法、こちらでございますけれども、対象数は911事業者を想定しております。令和2年度に実施した東大和市中小企業者等応援助成金に

おきましては、店舗を貸借し事業を行っている者を対象要件としておりました。こちらにつきまして今回の応援金では、この部分を削除し、新型コロナが要因の売上高減少により、新型コロナウイルス感染症対策関連の融資を受けた者を対象とした場合の想定数であり、対象者に一律10万円の支援を行い、事業の下支えとするものであります。

申請の方法でありますけれども、前回の東大和市中小企業者等応援助成金と同様に、原則、郵送の受付とする予定であります。これは新型コロナの感染予防の観点から、市役所窓口に人が密集することを避けるためでございます。

また申請の書類、こちらにつきましては、市公式ホームページから申請書をプリントし、必要書類と併せて市へ郵送していただくこととし、送付につきましては、市内事業者の負担の軽減のために、市が提示する書式、料金受取人払を封筒に添付していただくよう、準備を進めたいというふうに考えております。この書式に関しましては、市報または市公式ホームページに掲載する書式を切り抜き、封筒に添付して使用していただくことを考えております。

なお、受付期間でございますけれども、5月の下旬から7月の末とする予定であります。

次に、キャッシュレス決済を利用した消費活性化事業の詳細、また進め方等でございます。

こちらに関しましては、令和2年9月、11月の実施と同様の内容を予定しており、キャッシュレス決済により、市内の飲食店や小売店等で買物やサービスを受けた方に対し、支払額の30%を還元するキャンペーンを実施する予定であります。進め方としましては、開催時期を6月の1か月間と8月の1か月間とし、1端末当たり1回の付与上限を3,000円相当、1か月の期間中の付与上限を1万円相当とする予定であります。

また今回、新たな取組として、日頃、デジタル端末等の利用に不慣れな方、こちらの方に対しまして、キャッシュレス決済に関する説明会や利用相談受付等を行う予定でございまして、消費者向けのサービス導入に関する丁寧な案内を行うなど、導入への不安を払拭するとともに、新たな日常における商売の形、これはキャッシュレス化の推進でございますけれども——が定着していくよう、東大和市商工会とも連携をしてみたいというふうに考えております。

なお、その具体的な内容に関しましては、今後、東大和市商工会と調整を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 詳細、ありがとうございました。

それでは、再質疑をさせていただきたいんですが、新型コロナウイルス感染症対策に対する洋式トイレと水道蛇口の自動水栓化についてですけれども、洋式トイレは90、蛇口の自動水栓に関しては1,000ということで、かなり数が多くありますけれども、この工事の計画というか、そういう実施時期について、計画がどうなっているのか。

予算書、すみませんでした。12ページからですね。

続いて予算書の23、24の予防費ですけれども、ワクチン接種に関してですけれども、個別接種に関しては説明会を行ったということですが、この個別接種をする件数というのはある程度決まっているのか。また、65歳以上は大体5月中という形、今お話ありましたけれども、65歳以下に関しては予定が決まっていればお問い合わせをしたいと思います。

○財政課長（鈴木俊也君） 予算書12ページ以降、新型コロナウイルス感染症対策事業費におけますトイレの洋

式化工事、また水道蛇口の自動水栓化工事についての施工時期等についてでございますが、現在のところ契約方法等を含めまして、関係課で検討を進めているところでございます。また今回、一定期間に相当数の施工を行いますことから、円滑に事業が進められるように、全庁挙げまして連携を図っていきたいというふうに考えております。具体的な時期等については、まだ検討中というところでございます。

以上でございます。

○健康課長（志村明子） 補正予算書23、24ページ、予防費の新型コロナウイルス感染症対策事業費でございます。

まず個別接種についての件数でございますけれども、医師会のほうで協力いただける医療機関に、大体の枠数のほうの調査のほうをさせていただいているところでございますので、確定数のほうはまだ決まっております。

2点目の64歳までの方についての現状の予定でございますけれども、国からの通知により、4月1日時点での64歳までの方の住民票上の人数等の抽出をしておくようにというところを受けて、そちらのほうの抽出のほうは済んでいるところでございます。それ以外のことについては、特にまだ何も指示の通知等は来ておりません。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） それでは、何点かお伺いします。

予算書の18ページのところで、新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭等子ども応援事業費ですけれども、申請制ということですので、周知なども十分にさせていただけるかなと思いますけれども、申請がなかった御家庭に関して、去年の10万円の時も勸奨通知など出していただいたと思うんですが、そういうことをぜひやってほしいと思うんですけれども、検討されているのかどうかということをお伺いします。

それから、20ページの子育て世帯生活支援特別給付金事業費のところで、こちらも申請制の方もいらっしゃるもので、同様にそういう勸奨通知などしていただけるのかということと、それからひとり親世帯以外の方は、国のほうで支給ということで、この補正予算書の説明書のほうにも載ってますけれども、今、国のそのスケジュール、遅れ、7月以降になるとかというニュースもありましたけれども、その辺なるべく早くと思いますので、どういうふうな情報になっているのか、また国のほうで決定した場合に、すぐ市のほうでもできるように準備、進めさせていただきたいと思うんですが、その辺の準備状況を教えていただければというふうに思います。

それから、予算書24ページのワクチンの接種事業のところですが、コールセンター、既に設置がされてると思うんですが、今、市民の皆さんからどんな声が届いているのか、いろいろ不安を持っていらっしゃる方に丁寧に答えてほしいと思うんですが、そのあたり教えていただきたいと思います。

それから、予算書の30ページの中小事業者への応援等、企業等への応援金ですけれども、こちら家賃の上限なくしてほしいということで、我々も要望してましたので、今回それなくなったということは大変ありがたいと思いますが、前回受けた事業者も、これ対象になるのか、確認をさせていただきたいのと、また周知、どのように行うのかということをお教えいただきたいと思います。2回目なので、また漏れないように、事業者の皆さんにきちんと情報が行くようにしていただきたいと思いますと思うんですが、具体的にどのように周知を行っていくのか教えてください。

それから、最後、予算書34ページの公民館LAN配線等工事費のところで、これ別にいただいている資料の内訳を見ますと、中央公民館というふう書いてあるかと思うんですけど、これ対象は中央公民館だけなのか、ほかの公民館も入るのかということ。中央公民館は、今LANが入っているのかなと思うんですけど、ちょっとそのあたり教えていただければと思います。

以上です。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 予算書17、18ページ、新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭等子ども応援事業費でございます。

こちらのほうですね、市の市報ですとか、市公式ホームページなどで周知を図るとともに、窓口にお見えになった際などにもお声がけするなどして、周知のほうは努めていきたいと考えております。それをもってでも申請などがいただけない方につきましては、個別にお声がけすることも考えております。

続きまして、予算書19ページ、20ページ、子育て世帯生活支援特別給付金事業費でございますが、こちらのほうも、市報ですとか公式ホームページですとかで周知を図るとともに、窓口などでもお声がけしていきたいと考えております。こちらのほうは、家計急変の方などは、直接こちらではちょっと情報がなかったりしますので、その他の周知方法で、広く周知を図っていききたいと思っています。

なお、国のほうの情報提供等が、まだこちらには届いてない状態で、報道などでは課税状況などを見て対象者をというお話なども伺っておりますけれども、こちらのほうにはまだ、再度になりますけれども、細かい情報提供などはまだ何も通知等もございませんので、そういったものが入り次第、進めていきたいと考えております。

以上です。

○中央公民館長（越中 洋君） 補正予算書33ページ、中央公民館のLAN配線についてでございます。こちらにつきましては、中央公民館内の6か所にLAN配線を配線するものでございます。

以上でございます。

○健康課長（志村明子君） 補正予算書24ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費についてでございます。

コールセンターでのこれまでのお問合せの内容についてでございますけれども、接種券の送付はいつごろ送られるか、またワクチン接種はいつごろ始まるか、ワクチン接種はどこで受けられるか、そういったようなお問合せが多かったというふうに聞いております。

以上でございます。

○産業振興課長（小川 泉君） 補正予算書30ページにおきます新型コロナウイルス感染症対策事業費の企業等応援金でございます。こちらの御質疑でございますけれども、まず前回受けた事業者が対象になるかといった件でございますが、今回は新型コロナ関連融資の返済を背負う事業者を応援するものということで定義いたしましたので、前回の中小企業等応援助成金を申請した事業者も対象に含めるということで考えております。

また、周知の方法でございますけれども、市報、公式ホームページ、こちらのほうはもちろんのこと、紹介をはじめといたします関係団体を通して周知を図ると同時にですね、今回、融資を条件としておりますことから、金融機関等にも情報を流しまして、そちらからも各事業者に情報が伝わるようにということで、努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○社会教育部長（小俣 学君） 補正予算書34ページの新型コロナウイルス感染症対策事業費の公民館のLAN配線等工事費についてであります。今回の工事につきましては、中央公民館のみの工事でありまして、これまでもLAN配線はあるんですけども、中央公民館の事務室の職員を分散させて執務ができるように、ホール、それからホールの控室、それから視聴覚室、それから203と301学習室、そちらにLAN配線をさらに工事をして、今後、執務がほかの部屋でもできるように対応するものであります。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

予算書20ページの子育て世帯生活支援特別給付金事業費のところ、家計が急変した方、なかなか市としてもつかみづらいというふうに思うので、保育施設ですとか学校を通じて、そういうお知らせ、何かできないかなと思うんですけども、その辺について教えてください。

それから、予算書24ページのワクチンのところは、コールセンター、引き続き丁寧な対応していただくようお願いしたいと思います。こちらは要望です。

以上です。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 補正予算書19ページ、20ページの子育て世帯生活支援特別給付金事業費の家計急変の方に対する周知についてでございますが、保育施設や学校という話もいただきましたので、それぞれ関係機関ございますので、調整してですね、どのようにしたらいろいろな方に周知が図られるかということは、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 予算書の18ページで、老人福祉費と障害者福祉費のところ、集団PCR検査ですけれども、先ほど御答弁いただきましたが、令和2年度は高齢者施設で17分の3ですよ、これね。それから障害施設では37分の2ということで、昨年度の実績がなかなか進まないという状況ありましたけれども、その理由がね、市の取組が全然不十分だったというだけではないんじゃないかというふうに思うんです。なぜこれが、こういう状況になっていると思われるのか。

それから、そういう理由については、東京都や国にもどんどん意見を上げて、国、東京都と一緒にこう、この事業が進むように、事業者そのものを支援していくという体制も必要なんではないかと思うんですが、そこら辺についての見解を伺います。

それから、今回1回分、1回の集団検査の予算計上の上ですけれども、東京都は毎月の補正予算を専決処分したようですし、私たちとしては専門家が言ってるような、毎週の頻回の検査が必要だと思ってるんですけども、そこら辺、今後の見込みがどうなっているのか伺います。

それから、同じページの児童福祉総務費のところ、980世帯ということですけども、この申請の受付はいつごろになるのか。それから、これ受ける、こういう事業をやる上で、イトーヨーカドーということでしたけれども、市内の中小事業者との調整ということは、ちょっとできなかったのか、今後でも私はやってほしいと思いますけども、そこら辺どうなのか。

それから、缶詰等ということでしたけれども、地場野菜の活用などというのは考えられないのか伺います。

それから、20ページの子育て世帯生活支援特別給付金事業費ですけれども、申請の受付はいつからになるのか伺います。

それから、24ページの予防費のところ、個別接種の協力機関、幾つなのかまだ分からないということでしたけれども、これ協力金が計上されてるので予算上は幾つを予定しているのか伺います。

それから、今の報道でも、医師、看護師がワクチン接種を受けないまま、高齢者のワクチン接種が始まったということいろいろ問題になってますけれども、5月末完了の予定ということですが、市内について言うと何％ぐらいこれ、ワクチン接種、医療従事者がされているのか、分かったら伺います。

それから、30ページの商工振興費に関わるコロナウイルス対策のところですけれども、応援助成金という名

前じゃないのかな、今度は企業等応援金ですかね。これについて911事業者を予定してるということですが、昨年度実施した応援助成金の実績、何件だったのか伺います。

それから、先ほど質疑でもありましたけども、家賃発生要件を外したというのは、私たちが要求していたことですが、同時にコロナ融資を受けてないと受けられないというのも外すべきだと。本当にコロナで売上げが減ってる場所が受けられるようにすべきだということ言ってたわけですけども、この要件を外さなかった理由を伺います。

以上です。

○議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前10時56分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 補正予算書17ページから18ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費のPCR検査のことです。令和2年度の執行があまり芳しくないということで、その理由はということでございますが、検査をしない理由につきまして、そういった内容の個別の調査をしているわけではございませんので、理由は不明であるというふうにお答えいたしますが、ただ報道によりますと、これは世田谷の事例でございますけれども、その検査に積極的にならない理由として、職員に感染者が出た場合に、その事業の継続、これを懸念している、そういう声があると、こういう報道があることは認識しております。

それから、都や国に対する働きかけの問題でございますが、今回この補助につきましては、東京都の財源を使うということで、その東京都の補助要綱が必要でございますけれども、それがまだ具体的には示されておりませんので、それが示された段階で都にですね、個別の事項についての問合せ等をしていく中で、課題を共有していきたいというふうに考えております。

さらにはですね、担当課長会というところから、東京都や国への要望ということも、そういうルートもございますので、この問題に限らず、コロナに関する事案につきまして、課題を共有いたしまして、連携して対応してまいりたいと、このように考えております。

それから、その次、今回の補助の検査の回数でございますけれども、今年の3月の東京都の事前の説明におきましては、施設ごとに1回というような説明がございました。ただ東京都は、今年の4月に入りまして、月1回の頻度を目途とした東京都自身のPCR検査ですね、東京都自身がPCR検査キットを送って検査をするという、そういう仕組みを始めました。昨日ですね、今回のこの補助要綱に関しまして、また東京都から説明会がありましたが、その説明会におきましても、補助の基準単価の範囲内で、複数の実施を認めるという発言もございました。さらに検査単価というものも低下して、下がってきております。こういったことを踏まえまして、財源となる東京都と調整しながら、予算の範囲内で複数回の検査が実施できるように、具体的な制度設計をしてまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 補正予算書、ページ17ページ、18ページの新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭等子ども応援事業費でございますが、市内の中小事業者との連携を図った方法ではというような御質疑でございましたが、これに関しまして、当初、事業スキームを考えるときにですね、まず対象

世帯を980世帯ということで非常に世帯数も多くなるということと、1世帯当たりおおよそ1万円分の食料品ということで、食料品の物品数なども多くなり、また重さ、キロ数も多くなります。こういったものを個別発送により直接提供するというごさいますので、量も多いということと、同じものを確実に提供していただけたところということで検討させていただきました。

また、イトーヨーカドー様に関しては、地域活性化で包括連携協定を締結してということで、子育てしやすいまちづくりということに協力していただけたということで、相互のさらなる連携強化を図るということと、官民連携した地域の課題解消に向けた、一体となって子育てしやすいまちづくりに取り組む姿勢を示すことができるということで、今回、イトーヨーカドーの東大和店で御協力をいただくということになったものでございます。

また、この委託料に関しましても、あくまでも物品のお金ということで、食材等の確保や箱詰め作業等の手数料などは一切取らず、全てイトーヨーカドーの職員、社員さんが行って、それはもうサービスでやっていただけたというような形になっております。

続きまして、地場野菜などの検討はしなかったかという御質疑でございますが、基本的にはこのひとり親家庭の方々、ほとんどが就労されてるということでございますので、そういった生鮮食品等を送るというのは、宅配便で送りますので、いつそれを受け取れるかということになりますので、日持ちがするものということと、確実に食の支援ができるものということで、今回、食材等を考えさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 補正予算書17、18ページ、新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭等子ども応援事業費と、補正予算書19、20ページ、子育て世帯生活支援特別給付金事業費のそれぞれの申請の開始時期でございますが、どちらも5月からの申請の開始を予定しております。

以上です。

○健康課長（志村明子君） 補正予算書24ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費でございます。

まず協力金についてでございますけれども、こちらは集団接種、個別接種、そして医療従事者の優先接種に協力していただく医療機関への支援ということで計上したものでございます。予算上の計上の数の根拠でございますけれども、一応、病院が一機関、あと医療機関につきましては、高齢者インフルエンザ等接種をしております32の医療機関ということがありますので、それをもとに予算上は積算のほういたしております。

続いて医療従事者の数でございますけれども、医療従事者の優先接種につきましては、市内において東大和病院のほうで協力をいただいて、優先接種を行うことで進めております。

医療従事者には、医師、看護師のほか、歯科医師や薬剤師などの職種が含まれております。東大和病院からは、医療従事者優先接種の対象は約2,000弱というふうに伺っております。医師会のほうから、医師会所属の医師、看護師等で接種を希望する人数については500人弱というふうに伺っております。

以上でございます。

○産業振興課長（小川 泉君） 補正予算書30ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費におきます企業等応援金、こちらについての御質疑でございます。

まず最初に、昨年の中小企業者等応援助成金の実績件数でございますけれども、こちらにつきましては314件でございます。こちらの家賃支払いが要件となっております。新型コロナウイルスの感染症の影響を受けながらも家賃という部分での支払いが重くのしかかる事業者、こちらについてしっかりと助成することができて、

こちらの事業におきましても確実な成果が生まれてきたというふうに思っております。

今回の企業等応援金について、コロナ融資の要件を外さなかった理由でございます。市内の中小企業、小規模事業者におかれましては、新型コロナウイルスによる経済活動の停滞等で、非常に大きな影響を受けて売上高の減少が発生している中、いまだに事業継続に向けての融資の実行や、国・都における助成金等の申請が続いているといった実態がございます。

市といたしましては、そういった中でコロナ関連融資を変えても、事業継続に向けて努力をしているといった事業者を応援すべく、今回はそちらの要件を、一定の要件を定めさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） 予算書23ページ、24ページのワクチン接種について、もう一点だけ確認をさせていただきたいと思っております。先ほど1回目の予約については御説明をいただきましたが、このワクチン、2回目の接種も必要となりますが、2回目の予約につきまして教えていただければと思っております。

○健康課長（志村明子君） 予算書24ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費についてでございます。

ワクチン接種の予約についてでございますけれども、市のシステム上は、1回目の接種が終わった後に、2回目の予約ができるような形としております。これは2回分を最初に予約してしまいますと、1回目が何らかの理由でキャンセルした場合、それが反映されずに、正確な2回接種をしていただけない、そういったことを避けるために、1回目の接種が終わってから、2回目の接種に進んでいただく、そういう形にしたものでございます。

以上です。

○14番（和地仁美君） 補正予算書23ページ、24ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費において、ワクチン接種の費用が計上されてますけれども、先行している世田谷区と八王子市の状況について、最近、報道されておりますが、いわゆる世田谷区方式というのは、高齢者福祉施設を先行して接種するというようなやり方で、八王子さんのほうは、いわゆる早い者勝ちの接種という形になっていて混乱も生じているようですが、当市においては、いわゆる八王子市と同様の方法で進めていくという理解ですけれども、この方式を選択した中で、いわゆる世田谷区さんのように、高齢者福祉施設を先行してやっていくというような検討はあったのか。また、今回この方式に落ち着いた考え、医師会との調整もあったと思っておりますが、その背景について教えていただければと思っております。

○健康課長（志村明子君） 予算書24ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費についてでございます。

今回、ワクチン接種につきまして、接種の順番等、内容ですね、高齢者施設、また住民接種という形で、どのような経過で住民接種にしたかということでございますけれども、接種を開始するに当たり、高齢者施設を先にするか、もしくは住民接種をするかということで、いろいろ医師会等とも調整したところでございます。高齢者施設につきましては、嘱託医の方による接種が基本となること。また、併せて従事者の同時接種も行うこと。そのようなことから、また市内にある複数の施設を取りまとめる必要があること。そういうことから、まずは住民接種を始めながら、並行しながら高齢者施設についての接種について進めていこうということで、医師会と調整し、東大和市におきましては住民接種から開始する、そういう経緯になったところでございます。

以上でございます。

○14番（和地仁美君） こちらの方式、住民接種の方式を選択された経緯については理解しました。また、八

王子市さんのほうでは、様々な混乱があった中、ワクチンを廃棄してしまったということが大きく報道で取り上げられておまして、その報道の中では、今後そういったことのないように、各自治体で柔軟な対応が必要で、先んじてその対応方法を決めておいたほうが良いというようなことを取り上げられておりましたが、東大和市においてはそのような対応については、もう決定しているのかどうかについて教えてください。

○福祉部長（川口荘一君） 補正予算書24ページの予防費に関する新型コロナウイルス感染症対策事業費、ワクチン接種で、ワクチン接種の予約をキャンセルした場合の、そのワクチンの処理の方法ということでございますけれども、現時点では具体的なその方策というのはまだ決定してございません。基本的には、このワクチン接種は、非常に市民の希望が多いという理解でございますので、あまり予約をキャンセルするということは想定してございませんけれども、そういったものがゼロかどうかというの、またそういうリスク管理的なものも必要ですので、今後キャンセルした場合の対応につきましては、接種が開始する前までに、一定の方向性、考え方をまとめていきたいというふうに認識しているところでございます。

○副市長（小島昇公君） 八王子のほうで、封を切ってしまうと6時間しかもたないというようなこともあって、予約をしますと、その日の最後までその人が来るだろうということで、待つということもありますので、ああいうことが起きたということだと思います。ただ、なかなかワクチンが手に入らない中で、廃棄をするというのはあってはならないことというふうに認識しております。

あれがあって、すぐに市長のほうから指示がありまして、そうあったときには枠をね、すぐに行ける人で、予備の人を何とか洗い出しをしておくようにという指示をもらってますので、部長のほうから検討という中には、それを含んで絶対に廃棄をしないということで考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 補正予算書の24ページ、ワクチン接種に関してでございますけれども、先ほど2回目の予約について御説明をいただきましたけれども、2回目の予約のタイミングというんでしょうか、もう一度、そのコールセンターに連絡をして予約を取るのか、ウェブ上で連絡を取るのか。その点、詳細についてお伺いできればと思います。

○健康課長（志村明子君） 補正予算書24ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費のうち、ワクチンの予約についてでございます。今現在は1回目の接種が終わった時点で、接種済みということを予約システムに反映させる形で調整をしております。接種が終わってすぐに反映されますことから、その時点で2回目の予約ができるような形にするように進めているところでございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） すみません、それは補正予算書24ページ、ワクチン接種に関してですけども、その予約は、接種をして、その場で2回目の予約ができるのか。また、コールセンターに2回目の予約の電話をしたり、ウェブ上で予約をしなければ2回目の予約はできないのか、その点について教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 補正予算書24ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費のうち、ワクチン接種の2回目の予約についてでございます。接種会場で接種済証を渡すときに、1回目の接種が済んだということシステム上に反映いたしますけれども、2回目の予約につきましては、また再度ですね、コールセンターやウェブシステムから予約を御本人に取っていただく形で予定しております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 24ページですけれども、先ほど感染症、ワクチン接種医療機関等協力金の対象で、1病院とインフルエンザのワクチン接種を行っている32の診療所を想定した予算組みになっているということですが、これはワクチン接種の個別接種をやる医療機関としてのその想定ということで理解していいのかわか、1点。

それから、まずは集団接種ということですが、集団接種の会場は市内何か所、どこどこということで想定しているのか伺います。

○健康課長（志村明子君） 補正予算書24ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費についてでございます。

まず、ワクチン接種医療機関等協力金についてでございますけれども、こちらのほうは集団接種に協力する医療機関、また個別接種に協力する医療機関、医療従事者の優先接種に協力する医療機関ということで、3つの区分に分けて予算上は計上したものでございます。

続いて、2点目の集団接種会場でございますけれども、1か所としております。旧みのり福祉園で予定としております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 24ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費、ワクチン接種のことで、1点お伺いしたいんですけども、クーポン券の発送、当初、3月末からということで、議会でも御報告あったところなんですけど、実際にはおよそ1か月半ぐらい遅れてるという状況で、これワクチンの輸入の状況によるものですか、やむを得ないものかと思うんですけども、そのワクチンの輸入状況によって、お医者さん、医療関係者、それから65歳以上の方、それ以外の方というふうに段階をつけて、クーポンの発送も、時差をつけて行うというふうに伺ってるんですが、実は市民の方の中では、65歳未満の方でも重い免疫不全ですとか、そういった重度の疾患を負ってるような方もおいでで、そういったことから非常に、いつ実際、接種できるんだろうかというお問合せなんかもいただいているんですね。現時点で、その時差をどれぐらいつけるというようなことは、おおむね何か基準みたいなものがあるのかどうかということだけ伺いたいんですが。

○健康課長（志村明子君） 予算書24ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費についてでございます。

65歳未満の方に関してのクーポン券の印刷、発送につきましては、現在のところ、国のところから明確に時期等についても示されておられません。

今後、ワクチンについても、複数のものが今、承認の申請中であることなど、いろいろな要素を取り混ぜながら、国のほうで方針を出されていくものと推測しております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 予算書24ページのワクチン接種の件なんですけれども、今日の市報にも、その手順が載っていたんですが、その65歳以上のクーポン券を、4月20日から送付する方の人数が、数が分かったら教えてください。

それから第1回目のその予約が、26日からということで、コールセンターとウェブで受付ということなんですけど、先ほど八王子の例もありましたけれども、非常にこのままだと、最初、非常に混乱するように思うんですけども、先ほど課長のほうからは慌てずというお話もありましたけど、それを実際にどのように整理していくのか、お伺いしたいと思います。

○健康課長（志村明子君） 予算書24ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費についてでございます。

まず1点目の65歳以上のクーポンの発送の数でございますけれども、4月9日の時点で引き抜き作業を1回

しております。その時点では、2万3,000ちょっとでございます。また、今週末に最後の引き抜きをする予定でございます。

それで、2点目の予約についての混乱を避けるための手だてでございますけれども、皆様が御心配されておりますけれども、ワクチンの供給量が確定したことに合わせて、随時、予約可能な期間も更新してまいりますことから、それらを丁寧に説明して御対応させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔17番 木戸岡秀彦君 登壇〕

○17番（木戸岡秀彦君） 公明党の木戸岡秀彦です。私は公明党を代表し、令和3年度一般会計補正予算（第1号）に対し、賛成の立場から討論を行います。

新型コロナウイルス感染症が発症してから1年5か月が経過しました。今日まで様々対策を講じていますが、いまだ収束に至らず、急速に拡大しています。

私ども公明党会派は、昨年5月8日、6月23日、本年2月17日、3回にわたり新型コロナウイルス感染症拡大に関する要望書を尾崎市長に提出させていただきました。これらの要望に対し、これまで市として迅速に対応していただき、感謝申し上げます。

今回の補正予算では、私ども公明党が求めてきたことが、数多く予算計上されていることを高く評価いたします。

補正予算の主な内容の6件について、1、新型コロナウイルス感染症対策として、特に公共施設のトイレの洋式化に関しては、これまで代表質問、一般質問等で再三にわたり設置を求めてまいりました。今回、各公共施設においてトイレの洋式化として合計90基設置され、水道蛇口の自動水栓化に関しては1,000基設置されることは、感染防止の観点から高く評価いたします。

2、高齢者施設及び障害者施設におけるPCR検査については、一般質問で検査の重要性を訴えてきました。東京でも多くの施設でクラスターが発生している状況でもあり、より一層、検査が進むよう推進をお願いいたします。

3、ひとり親家庭などの生活支援として、食料品の提供についても要望してまいりました。支援が行き届かず、家計で苦しんでいる方にとって朗報であります。

4、子育て世帯生活支援特別給付金の支給については、二人親を含め迅速に取り組み、対象者にお届けできるよう、お願いをいたします。

5、市内の中小企業及び小規模事業者等に対する応援金支給事業については、従来の支援では、支援が受け

られない事業者に支給されることとなりました。コロナ禍で必死に取り組みながら、苦しんでいる事業者にとって、お届けできることに對し感謝申し上げます。対象となる業者の方々にとって、励みになることを期待しています。

6、昨年9月、12月、本年1月、2月とPay Payによる30%ポイントバックするキャッシュレス決済が実施されました。大手を除く市内事業者、商店を対象に実施され、事業者、商店、消費者から大変喜ばれています。今後、実施を待望する声を数多くいただいていたいました。今回実施されるに当たり、多くの方が利用できるよう、スマホ等、デジタル機器の講習会実施など、きめ細かな対応をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症が長期化する中、このたびの補正予算に計上された各施策が、迅速にかつ漏れなく執行されることを要望し、賛成討論といたします。

〔17番 木戸岡秀彦君 降壇〕

〔5番 森田真一君 登壇〕

○5番（森田真一君） 日本共産党の森田真一です。日本共産党市議団を代表しまして、令和3年度東大和市一般会計補正予算（第1号）に賛成の立場で討論いたします。

本補正予算案では、コロナ禍において、市民生活を守るために、緊急に必要な支援策が示されました。党市議団は、コロナ危機からの暮らしを守る予算組替え案を提案するとともに、国の第3次コロナ交付金の一刻も早い活用を求めてきました。この具体化が行われたことを評価いたします。

格差と貧困が拡大をする中で、低所得のひとり親世帯を対象にした子育て世帯生活支援特別給付金の支給を評価します。ひとり親世帯にとどまらず、その他の低所得の子育て世帯への支給も速やかに行われるよう要望します。

新型コロナ対策分科会の尾身会長や、東京都医師会の尾崎会長も、今の蔓延状況は第4波に入ったという認識を示しています。感染症対策には、検査による発見と感染者の保護、消毒・マスクなどの感染経路対策、ワクチン等による宿主の抗体獲得、この3つの対策が同時に行われなければならないと言われており、マスコミからも国のコロナ対策がワクチン頼みに偏っているとの指摘がされてるところです。しかも、そのワクチン接種さえ、当初の説明よりは大きく立ち後れています。

我が党は、無症状感染者の早期発見と保護が感染抑制の要になるとして、従来の枠を超えた大規模なPCR検査が必要であると訴え、医療機関・福祉施設での週1回以上の定期的な検査、感染多発地帯での1日10万件の桁での大規模なモニタリング検査、全陽性者への変異ウイルスの検査など、3つの大規模な検査の実施を求めています。

高齢者施設・障害者施設におけるPCR検査は、今年1月から補助対象となりましたが、1回きりの補助でした。今回も同様なものとなっています。第1回定例会での市の答弁では、検査を実施したのは対象となる54施設中5施設にとどまっていたことは分かりました。市のイニシアチブの発揮を求めるとともに、陽性者が出たら、シフトが回らず事業が続けられないなどの事業者の不安を解消するための措置を、国・都と協力して実施するよう求めます。

PCR検査は、コロナ禍が始まった1年前と比べ、唾液検査など、ごく簡便な方法が普及し、費用も格段に低価格になっていて、1回きりしかできない理由も既になくなっていきます。4月に入り、東京都も高齢者・障害者施設での毎月検査を実施すると補正予算を組みました。引き続き、検査体制の拡充を求めます。

市内中小業者・小規模業者の支援策については、応援金支給事業は制度融資を受け、賃貸物件を賃借してい

るものという条件が課せられ、対象範囲が狭過ぎるという市内事業者の声を紹介しながら、この改善を求めました。今回、賃貸物件を賃借しているという条件を外して再事業化したことを評価しつつ、さらに今後、指定融資を受けているという条件を外して、利用対象者を広げるよう改善を図ることを求めます。融資の有無といった客観的根拠のない一方的な条件をもって、行政が業者のやる気を選別するという考え方は、いわゆる惨事便乗型資本主義と呼ばれる淘汰、選別の思想であって、このような国難の下で、誰一人取り残してはならない、行政の根本に関わる問題として指摘をしておきます。

また、キャッシュレス決済による、消費活性化事業の実施は、参加した市内事業者からは、市外からの来客もあり、売上げの向上に寄与したという声も聞かれると同時に、参加店数は市内中小業者の全体の15%、これは令和2年4回定例会での答弁の時点になりますが、これにとどまっており、中小業者全体をカバーするには至っておりません。一層広く中小業者の支援の拡充を求めます。

ひとり親世帯等を対象にした食料品の提供は重要です。これを機会に、生活困窮世帯が適切な公的支援に結びつくよう求めます。

新型コロナウイルス感染症対策として、小・中学校をはじめとする公共施設のトイレの洋式化工事や、自動水栓化工事、窓口業務に係る非接触化設備の整備が示されました。トイレの改修等は、これまでも市民から要望が寄せられていました。この機に一層の衛生環境の向上を望みます。

最後に、コロナ危機の下、命と暮らしを守る点での一層の施策の拡充を求め、本補正予算案に賛成をいたします。

以上です。

[5 番 森田真一君 降壇]

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第31号議案 令和3年度東大和市一般会計補正予算（第1号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第6 第32号議案 令和3年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（中間建二君） 日程第6 第32号議案 令和3年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第32号議案 令和3年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

令和3年2月に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、国から傷病手当金の適用期間の延長が示され、支給する傷病手当金について、歳入歳出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるもの

であります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億2,955万8,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。

第4款の都支出金は100万円の増額で、傷病手当金に対する保険給付費等交付金（特別交付金）の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第2款の保険給付費は100万円の増額で、傷病手当金を増額するものであります。

以上であります。歳入歳出予算の事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。

よろしく願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○6番（尾崎利一君） 8ページの傷病手当金のところですけれども、国保には傷病手当がないという状況の中で、今度、コロナに限ってということですが、こういう制度ができたことは歓迎するものです。ただ、被用者に限られていて、事業者御本人は対象にならないということです。

以前に鳥取県の岩美町では、事業者御本人にも傷病手当支給するという制度ができたということで紹介しましたが、これ若干広がっているようですが、その後どのように、こういう自治体が広がっているのか、具体的な名前を挙げていただきたい、教えていただきたいと思います。それから、こういう自治体で、こういう制度ができて理由について伺います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 補正予算書8ページ、傷病手当金でございます。傷病手当金として、独自で個人事業主も対象としている自治体につきましては、厚生労働省の調べによりますが、岐阜県飛騨市、愛知県東海市、宮城県松島町、高知県黒潮町、鳥取県岩美町、以上、5自治体というふうに認識してございます。

その理由につきましては、それぞれの自治体の判断によりまして、この独自の対象拡大を行っているところでございますので、それぞれの自治体の国民健康保険加入者の状況等を鑑みながら、判断されたものというふうに認識してございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 東大和市では、こちら辺について検討した経過があれば教えてください。

それから、先ほど申し上げましたけれども、国民健康保険は被用者保険に比べて保険料が高い、それから傷病手当がないなどの不公正があるわけですが、こうした改善のために市として何か考えていること、検討していることがあれば伺います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 国民健康保険には、様々な就業生活形態の方が加入しております。鳥取県岩美町の例にもよりますその個人事業者等につきましては、被用者と異なりまして、療養の際の収入減少の状況も多様でありますことから、所得補償として妥当な支給額の算出が難しいという、こうした課題が国から指摘されてございます。このことから、傷病手当金につきましては、被用者のみ対象としているものというふうに認識してございます。

市といたしましては、個人事業者に対しまして、コロナ禍による事業収入等の減少が一定程度見込まれる場合に受けられる保険税の減免施策を、令和3年度に予定してございます。こうした保険税の軽減による支援は、ある程度行えるものというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第32号議案 令和3年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（中間建二君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和3年第1回東大和市議会臨時会を閉会いたします。

午前11時37分 閉議・閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 中 間 建 二

署 名 議 員 森 田 博 之

署 名 議 員 和 地 仁 美